○厚生労働省令第百二号

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、並びに年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第五条の三第一項第一号リ及びヌ、第五条の五第二項、第五条の七、第十六条第二項第二号及び第三号、第十七条第一項、第二項及び第四項、第十七条の二並びに第二十六条第二項並びに年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）第四条及び第六条から第八条までの規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務の適正を確保するための体制） **第一条の二**　年金積立金管理運用独立行政法人法（以下「法」という。）第五条の三第一項第一号リの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項 二　前号の職員の理事長及び理事からの独立性に関する事項 三　監査委員会の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 四　役員（監査委員である委員を除く。）及び職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制 五　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	（新設）

六　監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七　その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2　法第五条の三第一項第一号ヌの厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一　理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制

二　理事長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

三　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

四　理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

五　職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制

（経営委員会の招集）

第一条の三　委員長は、経営委員会を、原則として、一月に一回招集するものとする。

（議事録等の公表）

第一条の四　法第五条の七の厚生労働省令で定める書類は、法第五条の三第一項第一号に規定する事項を議事とする会議の議事の概要を記載した書類とする。

2　法第五条の七の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

一　法第五条の三第一項第一号に規定する事項を議事とする会議の議事録　当該会議が開催された日から起算して七年間

二　前項の会議の議事の概要　当該議事の概要の内容について経営委員会の承認を得るまでの間（その公表により、年金積立金の運用収入の確保又は市場その他民間活動に影響を与える場合にあっては、経営委員会が適当と認めて定める期間）